厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の二第九号及び第十九条の十七第一項第二号	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。） 猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされた場合を含む。）を除く。）
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の十七第一項第一号	猶予	猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）
子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令（平成二十七年厚生労働省令第七十五号）第一条第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合（当該場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみなされる場合を含む。）を除く。）
子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令第一条第九号	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を含む。）を除く。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の二第九号及び第十九条の十七第一項第二号	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の十七第一項第一号	猶予	猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令（平成二十七年厚生労働省令第七十五号）第一条第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令第一条第九号	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）